

認定看護師教育基準カリキュラムの概要
(特定行為研修を組み込んでいる教育課程：B課程教育機関)

分野	小児プライマリケア
作成年月	平成 31 年 3 月
【趣旨】	
<p>小児プライマリケア分野は、医療や看護をとりまく社会的ニーズの変化に伴い、救急場面のみならず外来・地域などのプライマリケアの場を中心として子どもの健康問題に対応できるよう名称を変更した。対象を新生児～小児期にある子どもと親ならびに子どもたちを取り巻く人々とし、外来(救急外来を含む)を中心に急性発症ならびに重篤な状況にある子どもに対し、より専門性の高い知識・技術と高い臨床推論力と病態判断力を用いて看護ケアが提供できるよう、また増加する医療的ケアの必要な子どもたちの地域生活を視野に入れた看護ケアの調整を行う実践力を身につけられるよう、特定行為研修を組み込み新たなカリキュラムを作成した。</p> <p>組み込む特定行為区分は、医療的ケア児の在宅支援に活動の場が拡大することを見据え、小児の水分・栄養管理を主体的に実践するために「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」と、気管カニューレを挿入する児の呼吸管理や在宅支援に活かせるよう「呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連」とした。</p>	
【組み込む特定行為区分】	
<p>「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」 ・「呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連」</p>	
【詳細】 〈 〉は単元、『』は新たな基準カリキュラムの教科目、「」は現行の基準カリキュラムの教科目を示す	
<p>1. 認定看護分野専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『子どもの権利(15 時間)』『子どもの成長・発達(15 時間)』『子どもと家族の理解(15 時間)』『社会資源と多職種連携(15 時間)』は、新生児期を含めて小児をより広く理解すること、小児関連の専門領域間の連携を強化することなどを目的に、新生児集中ケア分野との共通学習内容として設定した。 ・当該認定看護分野の名称変更に伴い、プライマリケアの対象及び実践の場を踏まえて広く学習するため『小児プライマリケア概論』を設定した。 ・『小児プライマリケア領域の子どもの特徴と病態生理』は、子どもの発達段階を踏まえたリスクの予測やフィジカルアセスメントが行える能力を強化できるよう「子どもの成長発達」「小児救急における病態と看護技術」の内容に演習を含めた構成とした。 ・『小児プライマリケア領域における看護』は「小児救急における病態と看護技術」「小児救急におけるトリアージ」「子どもの事故と予防」「病気の予防とホームケア」の内容を整理し、小児プライマリケア領域の看護に関する知識・技術を学ぶ構成とした。 ・『子どもとその家族への支援』は、重要なキーパーソンでありケアの対象でもある親について理解した上で支援方法を学べるよう、事例検討を含めた学習内容を設定した。 ・『医療的ケア児への看護』『ケア調整と社会資源の活用』は、医療的ケアの必要な子どもたちの地域生活を視野に入れた看護ケア技術やホームケア指導、在宅支援のためのケア調整について、演習や事例検討を通して具体的に学ぶ構成とした。 <p>2. 統合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースレポートのみとした。 <p>3. 臨地実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児プライマリケア認定看護師の役割と実践が理解できるよう、外来(救急外来)での小児トリアージ(5 事例以上)、子どもと家族の看護展開とケアの実践(1 事例以上)、医療的ケア児とその家族に対する看護展開と実践(1 事例以上)とした。 ・医療的ケア児の地域生活を視野に入れたケア調整が実践できるよう、在宅における医療的ケア児の看護場面等の見学を行うとした。 	